

連絡先		営業時間		定休日		受付入力		調査月日	/	交付予定日	/
-----	--	------	--	-----	--	------	--	------	---	-------	---

確認規程変更認定申請書（正）

大阪市長

年 月 日

申請者
(事業者)

住所

電話 ()

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	大阪市 区
変更後の内容	確認の方法
	確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。)
	確認の結果の記録及び保存方法
	食鳥処理衛生管理者の関与の方法

添付書類	別紙確認規程	収納印	保健所受付印
上記のとおり認定します。 年 月 日 大阪市指令 大保食 第 号		円	

公開・非公開の別		分類番号	保存期間	起案	年 月 日	市長印	専用	
部分公開	情報公開条例第7条第 号に該当	5332	常用(一)	決裁	年 月 日	通 箇所		
簿冊名称	食鳥処理の事業許可申請書等			完結	年 月 日			
決裁欄	所長	課長・課長代理	係長	担当者	受付者	公印審査	取扱責任者	文書主任

注 意 ○ 申請者は太線の枠内について、黒ボールペンで記入して下さい。
 ○ 認定証を添付してください。

確認規程変更認定申請書（副）

大阪市長

年 月 日

申請者
(事業者)

住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

電話
(ふりがな)
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		大阪市 区
変更後の内容	確認の方法	
	確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。)	
	確認の結果の記録及び保存方法	
	食鳥処理衛生管理者の関与の方法	

添付書類	別紙 確認規程
------	---------

大阪市指令 大保食 第 号

上記のとおり認定する。

年 月 日

大阪市長

(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 意

○ この指令書は紛失しないように大切に保管してください。